

佐賀県告示第三百九十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十二年十一月十二日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

東与賀町加入区